

〇〇地区災害避難支援協働会規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「〇〇地区災害避難支援協働会（以下「協働会」という。）」とする。

（目的）

第2条 協働会は、地震などの災害発生時において単独で避難することが困難な者や適切な判断ができない恐れのある者など（以下「災害時要援護者」という。）に対して、安否確認や避難施設への誘導などの支援を行うことを目的とする。

（構成員）

第3条 協働会は、次の各号に定める団体から推薦された者により構成する。

- （1）〇〇地区連合町内会
- （2）〇〇地区民生委員児童委員協議会
- （3）〇〇地区防災推進協議会
- （4）釧路市家庭防災推進員第〇〇地区〇〇部会
- （5）釧路市赤十字奉仕団〇〇分団
- （6）〇〇地区社会福祉協議会

2 構成員は、釧路市（以下「市」という。）が所有する災害時要援護者等の個人情報扱うことから、市に対して、「災害時要援護者安否確認・避難支援モデル事業」（以下「モデル事業」という。）実施要綱に定める「様式5誓約書（以下「誓約書」という。）」を提出するものとする。

（役員）

第4条 協働会に、次各号に定める役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名

2 会長及び副会長は、構成員の互選により選出する

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員職務）

第5条 会長は、協働会を代表し、協働会の会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合にはその職務を代行する。

(退会)

第6条 構成員が協働会を退会するときは、退会の意思を書面により会長に届け出るものとする。

(除名)

第7条 構成員が次の各号に定める行為を行ったときには、協働会の構成員から除名することができる。

- (1) 釧路市個人情報保護条例及び誓約書の記載事項に反して、災害時要援護者の個人情報を第三者に漏えいし又は目的外利用したとき
- (2) 災害時要援護者及びその支援者等に対して公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) その他法令等に反する行為を行ったとき

(事業)

第8条 協働会は、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) 災害時要援護者に対するモデル事業についての説明及び参加の勧誘
- (2) 災害時要援護者に対するモデル事業の申請書類等の配付、回収
- (3) モデル事業による支援を受けることに同意した災害時要援護者（以下「同意者」という。）の避難支援プラン及び避難支援台帳の作成
- (4) 避難支援プランに基づく避難訓練の実施
- (5) 災害発生時における同意者の支援
- (6) 安否確認情報の市への通報

(総会)

第9条 協働会は、役員任期毎に、総会を開催するものとする。

2 総会は会長が招集し、総会の議長は会長が務める。

3 次に各号に定める事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) モデル事業の実施地区の変更に関する事
- (2) 規約の改廃に関する事
- (3) 役員を選任に関する事
- (4) 構成員の除名に関する事

4 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

5 会長は、議題に係わる関係者を総会へ招集することができる。

6 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 会長は事業を実施するために必要な会議（以下「部会」という。）

を設置することができる。

- 2 会長は、必要に応じて部会に関係者の出席を求めることができる。
- 3 会長は、部会の招集及び運営を会長が指名する構成員に委任することができる。
- 4 会長から部会の招集及び運営を委任された構成員は、部会において検討した内容等について適宜会長に報告する。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 月 日から施行する。